

令和 7 年度

# 業 務 委 託 設 計 書

岩手中部水道企業団

課 長	課長補佐	係 長	設計者	精算者					
着 手 完 了	期 日		自 年 月 日 自 年 月 日 至 令和 7 年 10 月 31 日 至 年 月 日						上段：当初設計 下段：変更設計
履 行 日 数									摘 要 歩 掛 適 用 : 令和07年04月水道歩掛 基 礎 単 価 適 用 : 令和07年05月01日付 公共 機 械 損 料 適 用 : 令和06年10月01日付 公共機械損料 工 種 区 分 : 構造物工事(浄水場等) 施 工 地 域 区 分 : 補正無し 前 金 払 い : 補正無し 冬 期 労 務 補 正 : % 契 約 保 証 補 正 : 契約保証に係る補正を行わない
番 号			第 号						
履 行 場 所			岩手中部浄水場からいわてクリーンセンター処分先						
業 務 名			岩手中部浄水場アンスラサイト収集運搬・処分業務委託 (単価契約)						
設 計 金 額				金			円也		
委 託 概 要			岩手中部浄水場にある無機性汚泥 (アンスラサイト・汚泥含む。) を収集運搬を行い、いわてクリーンセンターで埋立処分を行う 1 t 当たりの単価契約						



岩手中部浄水場アンスラサイト収集運搬・処分業務委託（単価契約）

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
業務費	1	式			H00100	
業務委託料	1	式			H00200	
業務委託01	1	式			K0001	
合計	1	式			Q00001	

## 業 務 委 託 費 内 訳 書

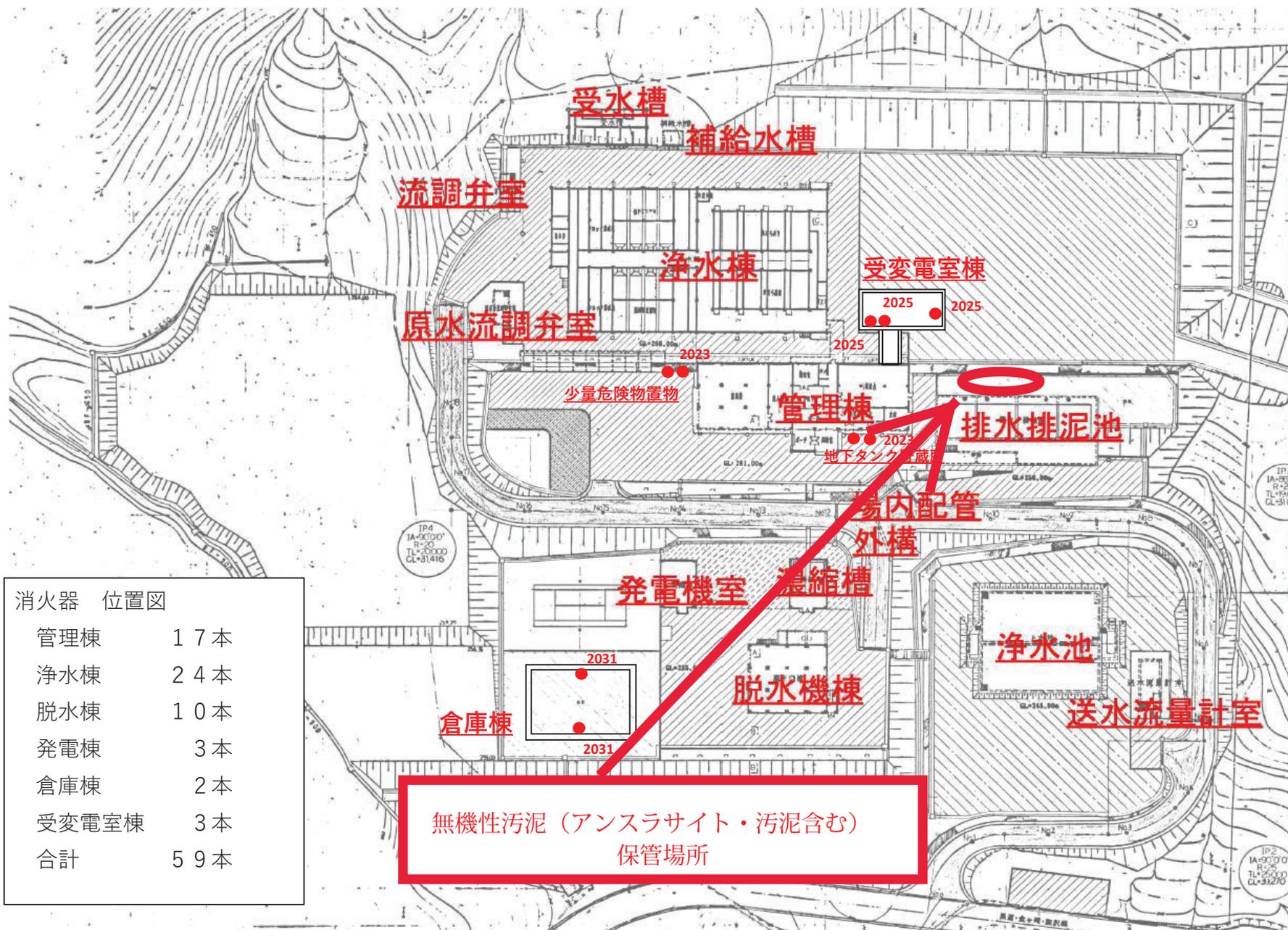
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務委託費	1	式			K0001	
無機性汚泥処理（埋立処分） アンスラサイト・汚泥含む いわてクリーンセンター	1	t			L0001	
収集運搬費 トラッククレーン8t積、吊り能力2.9t	1	t			D0001 単 1 号	
産業廃棄物税	1	t			L0002	
直接原価計					P0000001	
業務原価	1	式			H04500	
一般管理費等	1	式			Q04501	
業務価格	1	式			H00400	

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
消費税等相当額	1	式			Q00401	
合計					Q00402	



# 岩手中部浄水場 平面図



消火器 位置図

管理棟	17本
浄水棟	24本
脱水棟	10本
発電棟	3本
倉庫棟	2本
受変電室棟	3本
合計	59本

無機性汚泥（アンスラサイト・汚泥含む）  
保管場所

## 岩手中部浄水場アンスラサイト収集運搬・処分業務委託(単価契約) 仕様書

この仕様書は、岩手中部浄水場にある無機性汚泥（アンスラサイト・汚泥含む。）の収集運搬・処分業務委託（以下「業務」という。）に係る業務の適正を期するため、当該業務に必要な事項を定めるものとする。

### 1 基準法令

受託者は当該業務について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号以下「法」という。）、その他関係諸法を遵守し、適正且つ誠実にこれを履行するものとする。

### 2 履行期間

当該業務の履行期間は契約日の翌日から令和7年10月31日までとする。

### 3 基本事項

この業務は、発注書、仕様書に基づき行う。また、受託者の施行要領については、次のとおりとする。

- (1) 業務内容を十分に把握するとともに、現地の状況について綿密な調査を行い、業務計画を策定すること。
- (2) 安全管理は受託者の責任において行うこと。
- (3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工する。
- (4) 既設構造物を汚染又は損害を与えた場合は、受託者の責任で復旧すること。

### 4 業務内容

岩手中部浄水場排水排泥池付近空地にフレコンバックで保管している産業廃棄物無機性汚泥（アンスラサイト・汚泥含む）をトラック（クレーン装置付き）により収集運搬を行い処分するもの。

#### (1) 収集先（住所）

- ・ 産業廃棄物の保管場所：岩手中部浄水場 北上市和賀町煤孫3地割320-6

#### (2) 廃棄物の種類及び収集運搬等

- ・ 産業廃棄物の種類：無機性汚泥（アンスラサイト・汚泥含む）
- ・ 産業廃棄物荷姿：86袋 フレコンバック入り
- ・ 産業廃棄物収集運搬・処分予定総重量：44t（予定総重量は見込であり廃棄物の乾燥状況により総重量が変化する場合がある。）

#### (3) 廃棄物の運搬先（住所）及び処分方法等

- ・ 廃棄物運搬先：いわてクリーンセンター（奥州市江刺岩谷堂大沢田1113番地）

- ・ 廃棄物処分方法：埋立処分
- ・ 産業廃棄物税：契約単価に含む。
- ・ 溶出試験成績書の提出：必要なし。（岩手クリーンセンター確認済み）
- ・ 無機性汚泥含水率：85%以下

#### 5 契約単価に含まれるもの。

- (1)無機性汚泥（260円/10k g（消費税及び地方消費税抜き））処理料金を岩手クリーンセンターへの支払いを代行する。
- (2)岩手中部浄水場から岩手クリーンセンターへ処分場への産業廃棄物収集運搬費用。
- (3)産業廃棄物税1,000円/を支払い代行する。

#### 6 工程等の打合せ

廃棄物の運搬は天候状況を勘案して廃棄物が雨に当たらない状況で行うこと。  
受託者は、委託者と工程等について事前に打合せを行い、業務を円滑に進めること。

#### 7 マニフェスト

委託者は収集、運搬、処分の委託にあたりマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付する。受託者は法律に基づき適切に処理することとする。

マニフェストに記載する重量単位はk g（キログラム）とする。

#### 8 契約時提出書類

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1)監督官庁の発行した産業廃棄物処理業（運搬）許可証の写し
- (2)収集、運搬設備の構造を明らかにする書類（車検証の写し）
- (3)業務従事者名簿
- (4)その他、委託者が必要と認める書類

#### 9 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約

- (1)委託者と受託者は別途、産業廃棄物収集・運搬委託契約を締結する。
- (2)委託者といわてクリーンセンターは別途、産業廃棄物処理委託契約（処分）を締結する。
- (3)受託者は上記（1）（2）記載した産業廃棄物収集・運搬及び処理委託契約締結の手続きを行うこととする。

## 10 報告書

### (1) 完了時

ア 完了届

イ 作業報告書（マニフェスト含む。）

ウ 作業写真帳

### (2) その他

前記各項のほか、業務担当者が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。（業務打合簿等）

## 11 その他

(1) 作業箇所において、施設に異常を発見したときは、すみやかに業務担当者に報告すること。

(2) 設計図書に特に明示してない事項であっても、本作業上当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。

(3) マニフェスト用紙は、受託者で準備すること。

(4) その他仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者との協議により決定する。